

高 号 外
令和5年8月16日

島根県老人福祉施設協議会 会長 様

島根県健康福祉部高齢者福祉課長

企業の奨学金返還支援（代理返還）制度について

いつもお世話になっております。

島根県からのお知らせです。

将来、企業の担い手となる奨学金返還者を応援するための取り組みとして、独立行政法人日本学生支援機構の貸与奨学金（第一種奨学金・第二種奨学金）を受けていた社員に対し、企業が代わりに返還額の一部又は全額を直接同機構へ返還できる制度が、2021年4月から始まっています。

本制度を活用することで、企業にとっては、イメージアップや人材の確保・定着につながります。

つきましては、お手数をおかけしますが、貴団体の会員様へのご周知をお願いいたします。

1 本制度を活用するメリット

- ・企業は、代理返還分を給与として損金算入が可能です。
- ・本制度の利用企業のうち、希望する企業は、日本学生支援機構のホームページにおいて紹介されます。
- ・代理返還額は原則として、標準報酬月額の前払分となる報酬に含まれません。

2 制度の問い合わせ先

独立行政法人日本学生支援機構奨学事業戦略部奨学事業総務課

電話：03-6743-6029

FAX：03-6743-6679

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kigyoshien/index.html>

本制度の詳細は、日本学生支援機構のホームページでご覧いただくか、直接お問い合わせください。